

「東御市物価高騰低所得世帯支援金」給付のお知らせ

※まず、□□□の内容をご確認ください。

- 物価高騰低所得世帯支援金は、令和7年度課税において住民税非課税である世帯に支給する給付金ですが、令和7年1月2日以降に東御市に転入された方につきましては、給付金の対象となるかどうかを東御市で確認ができないため、その期間中に転入された方が含まれる世帯に、給付金のご案内をしています。
- 支給対象となる場合は、以下の支給手続きにより申請してください。
※ 支給対象でない世帯、支給を希望しない場合は手続き不要です。

給付金の支給額：5,000円（1世帯につき）

支給の時期：令和8年3月（予定）

支給手続き

- 同封の「令和7年度東御市物価高騰低所得者世帯支援金申請書（請求書）」に、必要事項を記入し、以下の4点を東御市役所福祉課へご提出ください。
- 申請書類
 - ①東御市物価高騰低所得者世帯支援金申請書
 - ②申請者の本人確認書類（マイナンバー、免許証等の写し）
 - ③振込先金融機関口座確認書類
(通帳またはキャッシュカードの写し)
 - ④世帯全員分の令和7年度住民税非課税証明書の写し
※令和7年1月1日に住民票のあった市町村で発行されます。
※令和7年1月2日以降に国外から転入した方は提出が不要です。

令和8年2月20日（金）までに申請してください。

お問い合わせ

東御市福祉課生活福祉係 TEL 0268-64-8884

受付時間 8:30～17:15 (土・日曜、祝日を除く)

詳しくは東御市HP
をご覧ください。